

30精財第67号
平成30年7月6日

精華町公共施設使用料等審議会長様

精華町長木村



要

公共施設使用料等の在り方について（諮問）

標記の件について、精華町公共施設使用料等審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

1. 諒問内容

本町における公の施設（以下「公共施設」という。）のより適正かつ効率的な運営を図るため、公共施設の使用料等設定基準の在り方について

2. 諒問理由

本町では、地方自治法第244条第1項の規定に基づく公共施設を、それぞれの公共施設に関する「設置及び管理運営に関する条例」を定めて、当該条例に基づき運営しています。公共施設の使用料は、同法第225条の規定に基づき、各公共施設の設置及び管理運営に関する条例等に規定し、公共施設を使用する対価として利用される皆様に負担していただいていますが、使用料で賄いきれない費用は施設を使用されない方も含む税による負担であることから、使用料と税との適切な負担割合が求められます。

また、本町では、各公共施設の開設当初以来、使用料を大きく見直すことなく今まで至っていますが、町内公共施設間で統一的な設定基準がなく、それぞれの施設ごとで料金体系や減免規定の設定に違いがあります。

こうした本町の現状を踏まえつつ、公共施設の適正かつ効率的な運営に資する公共施設使用料等の在り方について、精華町公共施設使用料等審議会での審議をお願い申し上げます。